⑶　次に掲げる基準をすべて満たす技術者等を当該業務に配置できること。

１）予定管理技術者の資格等

①　建築士法第２条第２項に規定する「一級建築士」の資格を有する者又は建築基準法施行規則第６条の５第１項に規定する「特定建築物調査員資格者証」の交付を受けている者であること。

②　申請者と、申請書提出時点で直接的な雇用関係があること。

③　専任であること。

２）予定業務担当者　業務を実施する予定業務担当者の資格は、別冊１「法定点検等業務標準仕様書（案）」に記載のとおりとする。

⑷　点検時において、事故等を未然に防止するための応急措置の実施が可能な体制を構築できること。なお、応急措置の内容は別冊１「法定点検等業務標準仕様書（案）」による。

⑸　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

⑹　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものでないこと。詳細は、「別紙　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」（当機構ホームページ「ＵＲ都市機構について」→「入札・契約情報」→「入札心得・契約関係規程」→「入札関連書式・標準契約書」→「標準契約書等について」→「別紙　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」https://www.ur-net.go.jp/order/lrmhph00000000db-att/bouryokudantouteigi240117.pdf）を参照すること。

５　手続き等

⑴　担当支社等　〒163―1382 東京都新宿区西新宿六丁目５番１号　新宿アイランドタワー16階　独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部住宅経営部保全企画課　電話03―5323―4205

⑵　説明書の交付期間　令和７年10月29日（水）から令和７年11月13日（木）の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）を除く毎日午前10時から午後５時まで（正午から午後１時を除く）

⑶　説明書の交付方法　説明書の交付を希望する者は、独立行政法人都市再生機構ホームページからダウンロードすることにより取得すること。

⑷　参加意思確認書の提出期間、場所及び方法　令和７年10月29日（水）から令和７年11月13日（木）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）を除く毎日、午前10時から午後５時まで（正午から午後１時を除く）。

⑴記載の担当部署に持参又は郵送（提出期限までに必着）によること。（電送によるものは認めない。）

６　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　関連情報を入手するための照会窓口　５⑴に同じ。

⑶　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　当機構東日本地区における令和７・８年度物品購入等業務に係る競争参加資格において業務区分「役務提供」の資格を有すると認定をうけていない場合も参加意思確認書を提出することができるが、一般競争入札に移行した場合は、一般競争入札における競争参加資格審査において、開札時までに当該資格の認定を受けていなければならない。

⑷　詳細は説明書による。

７　Summary

⑴　Nature and quantity of the services to be required : Legal inspection, etc. of rental apartment complex 1 set

⑵　Time-limit to express interests : 5 : 00 P.M. 13 November, 2025.

⑶　Contract point for documentation relating to the proposal : Maintenance Planning Team, Housing Management Department, East Japan Rental Housing Office, Urban Renaissance Agency, 6―5―1 Nishi-shinjuku, Shinjuku-ku, Tokyo 163―1382, Japan TEL 03―5323―4205.

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

令和７年10月29日

独立行政法人都市再生機構中部支社

支社長　竹内　英雄

１　当招請の主旨

本工事は、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）において令和８年度に予定されている、発注者の管理するＵＲ賃貸住宅団地に存する敷地、建物、設備、駐車場等設備、屋外工作物等及び樹木等（以下「点検対象物」という。）における点検業務、点検結果の整理集計業務等である。当該業務実施にあたっては、建物の各部の劣化、損耗に起因して安全上又は機能上、重大な結果を引き起こす恐れのある事故等の発生、あるいは発生の傾向にあり、経年建物等について、その機能を良好に維持するとともに安全性を確保し、長期にわたって活用を図っていくために、的確な点検を行い、合理的な手法に基づいて修繕措置の判定を行い、適正かつ計画的に修繕等を実施していくことが必要なため、従前から当該業務を実施してきた特定の法人（以下「特定法人」という。）を契約相手先とする契約手続きを行う予定としているが、当該法人以外の者で、以下に記載する応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、４の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定法人との契約手続に移行する。

なお、４の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、当該手続を終了して一般競争入札に移行するものとする。

２　業務概要

⑴　業務名　令和８年度中部支社管轄団地における法定点検等業務

⑵　履行期間　令和８年４月１日から令和11年３月31日まで

⑶　業務内容

中部支社が管轄する別添１「中部支社　賃貸住宅団地一覧」に存する敷地、建物、設備、駐車場等設備、屋外工作物等及び樹木等（以下「点検対象物」という。）における以下の①から④の業務。（以下「法定点検等業務」という。）

①　点検業務

点検対象物における次のイからニに掲げる点検業務。

イ　法定点検

建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第１項、３項その他法令等の定めに基づき点検する業務及び特定行政庁等への報告書類の作成、提出及び協議に係る業務。

ロ　安全点検

事故等を未然に防止し居住者の日常の安全を確保するため、安全性を欠く恐れのあるもの及び居住上支障を来たす恐れのあるもの等を点検する業務。

ハ　計画点検

一定の期間を経た点検対象物を対象として、修繕計画策定上の一要素となる点検対象物の損耗・劣化の進行度合を点検する業務。

ニ　緊急点検

上記のイ～ハ以外に機構が必要とし指示する緊急的に行う点検業務。（業務実施量に応じ別途精算）

②　点検結果の整理集計業務

上記①により記録した点検結果について整理集計する業務。

③　外壁点検に係る予備調査業務

計画点検（建物診断）を行うための予備調査を行う業務。

④　応急措置等を施す業務

上記①及び③の業務により発見された著しい劣化等部分において、事故等の発生を未然に防止し又は発生した場合の被害を最小限に止めるために必要な応急措置等を施す業務。